

人権行政のエンジンとエアバッグ

「人権教育・啓発」は、大阪市を「人権が尊重されるまち」へ導くための大きな原動力（エンジン）として、継続的・総合的に推進していくこととしています。

「人権相談・救済」は、人権侵害が起こったときの備え（エアバッグ）となるもので、さまざまな問題に迅速かつ柔軟に対応し、救済につなげていくこととしています。

「人権教育・啓発」「人権相談・救済」の3つの方向性

- 私たち自身と他の人びと、みんなの人権を知る
- 自分の人権をまもるとともに、他の人びとの人権を認め、尊重しあい、配慮して行動する
- 協働して人権尊重のまちづくりを進める

人権教育・啓発 ～人権行政のエンジン～

市民が人権を身近なものとし、生活の場で行動に結びつくような人権教育・啓発

- 【1】効果的な人権教育・啓発の推進
- 【2】地域における人権教育・啓発の推進
- 【3】就学前・学校教育における人権教育の推進
- 【4】企業・事業者などの人権に関する活動への支援

人権相談・救済 ～人権行政のエアバッグ～

人権侵害の早期発見と救済に向けた人権相談

- 【1】人権相談をととした人権侵害の早期発見
- 【2】相談機能の充実・強化と人権侵害の拡大防止
- 【3】人権侵害に対する効果的な支援・救済

～大阪市人権啓発・相談センター～

大阪市では、多様な人権問題に対応する総合的な拠点施設として、「大阪市人権啓発・相談センター」を開設しています。人権問題で困ったときや、人権問題について学びたい方は、ぜひご利用ください。

○ さまざまなメディアを利用し、地域に根ざした効果的な人権啓発事業を実施

お問い合わせ 電 話 (06) 6532-7631
ファックス (06) 6532-7640

場 所 Osaka Metro中央線・千日前線 阿波座駅2号・4号出口すぐ
(大阪市西区立売堀4-10-18 阿波座センタービル1階)

開 設 時 間 平日(月曜～金曜) 9:00～17:30
※年末年始(12月29日～1月3日)は休館



大阪市人権啓発
マスコットキャラクター
にっこりな

○ 専門相談員による人権相談の実施(相談無料・秘密厳守)

電話相談 電 話 (06) 6532-7830(専用)
ファックス (06) 6531-0666(専用)

メール相談 大阪市ホームページから [人権相談](#) で [検索](#)

面 談 大阪市人権啓発・相談センターでのご相談(要予約)

時 間 平日(月曜～金曜) 9:00～21:00
日 曜・祝 日 9:00～17:30
※毎週土曜・年末年始(12月29日～1月3日)は休館
※受付は相談時間終了の30分前までです



メールでの
人 権 相 談

大阪市人権行政推進計画

～人権ナビゲーション～

－大阪市を「人権が尊重されるまち」へ－
(概要版)



大阪市市民局ダイバーシティ推進室人権企画課

〒530-8201 大阪市北区中之島1-3-20

電 話 (06) 6208-7611

ファックス (06) 6202-7073

「大阪市人権行政推進計画」に関するホームページ
<https://www.city.osaka.lg.jp/shimin/page/0000018502.html>



大阪市人権行政推進計画～人権ナビゲーション～



大阪市人権行政推進計画は、大阪市が人権尊重の視点からの行政運営（人権行政）を市民と協働して進めるために、平成21年2月に策定した計画です。

副題の「人権ナビゲーション」とは、この計画が大阪市を「人権が尊重されるまち」へ導く地図となってほしいという思いを込めて名づけたものです。

左のイラストは、目的地（人権が尊重されるまち）に向かって市民の皆様と大阪市が協働して取組みを進めていくという概念を表現したものです。

本計画の4つの柱立てを、日常生活でもなじみの深い車を走らせる様子になぞらえ、それぞれの取組みの特徴を標識（人権の視点！100！）、道しるべ（「人権が尊重されるまち」指標）、エンジン（人権教育・啓発）、エアバッグ（人権相談・救済）に例えています。

大阪市がめざす「人権が尊重されるまち」とは

- 大阪で住み、働き、集い、学び、活動するすべての人たちが個人として尊重され、市民一人ひとりが互いに認め合い、受け容れ、共に生きるまち
- 差別・不公正がなく、社会参加しようとする際に排除されず、安心して暮らすことができる心豊かで生きがいのあるまち

人権行政の2つの道案内

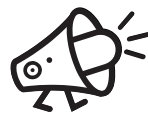


人権の視点！100！～人権行政の標識～

「人権の視点！100！」は、行政運営における人権尊重の視点を明らかにし、「人権行政は何をめざしているのか」、「何をどのように改善するのか」を「伝える」「聴く・知る」「備える」「支える」「つながる」「務める」の6つの観点から市民・職員にわかりやすく示したものです。

【1】伝える（情報公開・広報）

- ・わかりやすく
- ・情報の得にくい市民にも届くように
- ・正確に・適切に
- ・情報をガラス張り



- ★専門用語にはわかりやすい言葉で説明を加える
- ★必要な情報などは、多言語による提供・表記を行う など

【2】聴く・知る（広聴）

- ・幅広い市民から意見・批判・提案を聴く
- ・さまざまな機会や場をとらえる
- ・現状を把握する
- ・市民の思いを市政に活かす



- ★ホームページを活用したアンケートを実施する
- ★市民ニーズを的確に把握し、施策に活かす など

【3】備える（環境整備）

- ・ソフト・ハードともにだれもが参加しやすい環境づくり



- ★市民利用施設のバリアフリー化を推進する
- ★障がいのある人の介助方法を学ぶ機会を設ける など

【4】支える（行政サービス）

- ・サービスを利用しやすくする



- ★窓口のワンストップ化を進める
- ★関係者間での情報の共有化に努める など

【5】つながる（協働）

- ・市民と市民がつながる
- ・市民と行政がつながる



- ★地域での「支えあい」「見守り」を促進する
- ★ネットワークづくりや交流を促進する機会や場を提供する など

【6】務める（事業者としての責任）

- ・事業者として人権にかかわり責任を果たす



- ★不必要な個人情報を収集しない
- ★本市が締結する契約の相手方及び指定管理者に対して雇用・労働関係法令を遵守するよう求める など

本市の全ての区役所、局・室では、施策、事業を行う際には、この「人権の視点！100！」を最大限踏まえることとしています。

また、各区役所、局・室でこの考え方を活かした「実行プログラム」を策定・実施し、日常業務の改善・見直しに取り組んでいます。

これら6つの観点に基づく取組みの具体例については、「大阪市人権行政推進計画」または本計画のホームページ（URLは本リーフレットの表面に記載しています。）をご覧ください。

「人権が尊重されるまち」指標～人権行政の道しるべ～

「人権が尊重されるまち」指標とは、「『人権が尊重されるまち』とはどのようなまちか」、「何がどうなれば、『人権が尊重されるまち』に近づいていると実感できるか」を指標として明示し、市民に実感してもらうための道しるべとなるものです。

I 人権尊重のまちの実現に向けて

- 「人権に関心がある」と答えた市民の割合
- 「大阪は市民一人ひとりの人権が尊重されているまちである」と思う市民の割合

人権が尊重されるまち
あと〇〇km

II さまざまな人権課題への取組み

- （1）女性 — 女性が仕事に家庭・地域生活にいきいきと暮らせるまち — の指標
- （2）子ども — こどもたちの笑顔と個性が輝く子育てしたいまち — の指標
- （3）高齢者 — 生きがいをもって安心して暮らせるまち — の指標
- （4）障がいのある人 — 障がいのある人と障がいのない人がともに暮らし活動するまち — の指標
- （5）同和問題（部落差別） — 差別のないまち — の指標
- （6）外国人 — 多文化共生のまち — の指標
- （7）個人情報の保護 — 自らの情報が適切に取り扱われているまち — の指標
- （8）犯罪被害者等への支援 — 地域の人々の理解や協力が得られるまち — の指標
- （9）ホームレス — 地域社会の中で再び自立した生活が営めるまち — の指標
- （10）LGBTなどの性的少数者 — 自分らしく生きることができるまち — の指標

III 人権行政の推進

- （1）人権啓発・相談の取組み
- （2）人権行政の担い手づくり
- （3）人権の視点からの行政運営の推進 — 「人権の視点！100！」実行プログラムの取組み —

(10) L G B Tなどの性的少数者 ― 自分らしく生きることができるまち ―

基本指標

項 目	各年度の状況（民間ネット調査）	
「大阪市はL G B Tなどの性的少数者の人が差別を受けることなく、自分らしく生きることができるまちである」と思う、どちらかといえばそう思う市民の割合	令和5年度 54.6%	令和6年度 55.2%

Ⅲ 人権行政の推進

(1) 人権啓発・相談の取組み

大阪市人権啓発・相談センターでは、人権情報誌の発行等さまざまな啓発事業や専門相談員を配置した人権相談を行うとともに、区役所において、地域に根差した人権啓発事業や相談窓口の設置を行っています
--

(2) 人権行政の担い手づくり

毎年、全職員を対象に人権問題研修を実施するとともに、管理者層等、さまざまな職種、階層の職員への研修を実施しています	人権問題研修（管理者層）受講者数 令和5年度 2,412人	〔総務局〕
---	-------------------------------------	-------

(3) 人権の視点からの行政運営の推進 ― 「人権の視点！100！」実行プログラムの取組み ―

「人権の視点！100！」実行プログラムの策定	令和5年度 50件/全50所属*	令和6年度 50件/全50所属*	大阪市人権行政推進計画～人権ナビゲーション～〔市民局〕
------------------------	---------------------	---------------------	-----------------------------

※ 大阪府・市の共同設置である局のうち、府が幹事団体となっているもの等を除く50所属を実行プログラムの取組みの対象としている

概要版リーフレットについて

- ・この概要版リーフレットでは「人権が尊重されるまち」指標の一部を抜粋してご紹介します。
- ・数値は、編集時点での最新の数値を掲載しています。
- ・基本計画や各局運営方針の施策目標から抽出した項目については、各年度の現況数値と目標値を基本に掲げています。なお、網かけの数値は目標数値を示し、網かけなしの数値は実績数値を示しています。

●お問い合わせ先

大阪市市民局ダイバーシティ推進室人権企画課（〒530-8201 大阪市北区中之島1-3-20）
電話（06）6208-7611 ファックス（06）6202-7073

●この指標についてさらに詳しくお知りになりたい方は、「人権が尊重されるまち」指標または大阪市人権行政推進計画～人権ナビゲーション～のホームページをご覧ください。

・「人権が尊重されるまち」指標に関するホームページ

<https://www.city.osaka.lg.jp/shimin/page/0000139537.html>



・大阪市人権行政推進計画～人権ナビゲーション～に関するホームページ

<https://www.city.osaka.lg.jp/shimin/page/0000018502.html>



大阪市人権行政推進計画～人権ナビゲーション～

「人権が尊重されるまち」指標（令和6年度概要版）

「人権が尊重されるまち」指標とは

大阪市では、市民の皆様が「人権が尊重されるまち」になったと実感できる、住んで良かったと誇りを持って語れる「国際人権都市大阪」をめざし、平成21（2009）年2月に「大阪市人権行政推進計画～人権ナビゲーション～」を策定しました。

「人権が尊重されるまち」指標は、少しずつでも本市が「人権が尊重されるまち」に近づいていると市民の皆様にご実感いただくため、本市の進める施策・事業などのうち、人権の視点に着目した項目をとりまとめて、わかりやすいデータとしてお示ししたもので、本市ではこれを人権行政の道しるべと位置づけています。

この指標は、社会経済情勢の変化や本市の取組状況などを踏まえ、毎年度、改訂し公表しています。
これからも本計画のもと、この指標を活用し、「人権が尊重されるまち」の実現に向けて、市民の皆様とともにさらに取組みを進めていきます。

人権が尊重されるまち
あと〇〇km

Ⅰ 人権尊重のまちの実現に向けて

基本指標

項 目	各年度の状況（民間ネット調査）	
「人権に関心がある」、「少し関心がある」と答えた市民の割合	令和5年度 58.4%	令和6年度 60.4%
「大阪市は市民一人ひとりの人権が尊重されているまちである」と思う、どちらかといえばそう思う市民の割合	令和5年度 56.2%	令和6年度 55.4%

Ⅱ さまざまな人権課題への取組み

(1) 女性 ― 女性が仕事に家庭・地域生活にいきいきと暮らせるまち ―

基本指標

項 目	各年度の状況（民間ネット調査）	
「大阪市は男性・女性がともに、仕事や家事、地域での活動に参加し、その個性と能力を十分に発揮できるまちである」と思う、どちらかといえばそう思う市民の割合	令和5年度 57.2%	令和6年度 53.0%
「大阪市は配偶者・パートナーなどからの暴力（DV。身体的暴力だけでなく精神的・経済的なもの等を含む）の相談が受けられ、安心して暮らせるまちである」と思う、どちらかといえばそう思う市民の割合	令和5年度 50.0%	令和6年度 52.2%

その他の指標

社会全体として男女が平等である と思う市民の割合	令和4年度 17.2%	令和5年度 20.4%	令和7年度 25%以上	大阪市男女共同参画基本計画～第3次大阪市男女きらめき計画～（令和3年度～令和7年度）の目標値〔市民局〕
-----------------------------	----------------	----------------	----------------	---

(2) こども — こどもたちの笑顔と個性が輝く子育てしたいまち —

基本指標

項 目	各年度の状況（民間ネット調査）	
「大阪市はこどもが各々の個性を発揮し、夢や目標に向かって、いきいきと暮らせるまちである」と思う、どちらかといえばそう思う市民の割合	令和5年度 54.2%	令和6年度 54.6%
「大阪市は子育て家庭が安心してこどもを産み育てられるまちである」と思う、どちらかといえばそう思う市民の割合	令和5年度 52.6%	令和6年度 50.2%

その他の指標

「自分によいところがある」と思うこどもの割合	令和3年度 73.0%（小） 72.5%（中）	令和4年度 76.7%（小） 76.0%（中）	令和6年度 80% （小・中学生）	大阪市こども・子育て支援計画 （第2期）（令和2年度～令和6年度） の目標値〔こども青少年局〕
子育てについて「楽しいと感じることの方が多い」と答える保護者の割合	平成30年度 77.5%（就学前） 73.9%（就学児童）	令和5年度 80.8%（就学前） 73.4%（就学児童）	令和6年度 80% （就学前・就学児童）	

(3) 高齢者 — 生きがいをもって安心して暮らせるまち —

基本指標

項 目	各年度の状況（民間ネット調査）	
「大阪市は高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるまちである」と思う、どちらかといえばそう思う市民の割合	令和5年度 59.6%	令和6年度 57.8%
「大阪市は高齢者がさまざまな活動の場に恵まれ、社会参加を通じ、生きがいを持って暮らせるまちである」と思う、どちらかといえばそう思う市民の割合	令和5年度 55.0%	令和6年度 52.6%

その他の指標

シルバー人材センター会員数	令和4年度 7,827人	令和5年度 7,795人	令和6年度 8,263人	大阪市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（令和6年度～令和8年度）の目標値〔福祉局〕
---------------	-----------------	-----------------	-----------------	---

(4) 障がいのある人 — 障がいのある人と障がいのない人がともに暮らし活動するまち —

基本指標

項 目	各年度の状況（民間ネット調査）	
「大阪市は障がいのある人が就労の機会に恵まれ、自立した生活を営めるまちである」と思う、どちらかといえばそう思う市民の割合	令和5年度 54.0%	令和6年度 48.2%
「大阪市は障がいのある人がさまざまな生活相談ができ、安心して生活を営めるまちである」と思う、どちらかといえばそう思う市民の割合	令和5年度 51.0%	令和6年度 49.6%

その他の指標

障がい者グループホームの利用者数	令和5年度 4,612人	令和8年度 6,156人	第7期大阪市障がい福祉計画・第3期大阪市障がい児福祉計画（令和6年度～令和8年度）の目標値〔福祉局〕
福祉施設からの一般就労者数	令和5年度 1,473人	令和8年度 1,140人	

(5) 同和問題（部落差別） — 差別のないまち —

基本指標

項 目	各年度の状況（民間ネット調査）	
「大阪市は同和地区*であることを理由に住居や学校を選択する際に避けたり、同和地区出身者が結婚や就職などの際に不利な扱いを受けることのない、差別のないまち」と思う、どちらかといえばそう思う市民の割合	令和5年度 53.8%	令和6年度 50.8%

その他の指標

差別落書きなど差別事象の件数 （大阪市における把握件数）	令和4年度 15件	令和5年度 24件	〔市民局〕
同和問題（部落差別）に関する相談件数	令和4年度 10件	令和5年度 10件	

※ 同和地区 「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」（地対財特法）に基づき、同和問題（部落差別）の解決に向け実施された地域改善対策の対象地域として指定された地域であります。平成14（2002）年3月に「地対財特法」は失効し、事業はすでに終了しています。

(6) 外国人 — 多文化共生のまち —

基本指標

項 目	各年度の状況（民間ネット調査）	
「大阪市は外国人住民が、さまざまな相談や情報提供を受けることができるなど、充実した生活が営めるまちである」と思う、どちらかといえばそう思う市民の割合	令和5年度 54.8%	令和6年度 59.6%

その他の指標

多言語対応している 外国人住民相談窓口での相談件数	令和3年度 4,261人	令和4年度 4,435人	令和5年度 4,075人	〔経済戦略局〕
------------------------------	-----------------	-----------------	-----------------	---------

(7) 個人情報の保護 — 自らの情報が適切に取り扱われているまち —

基本指標

項 目	各年度の状況（民間ネット調査）	
「大阪市は事業者の持つ市民の個人情報が保護され、適切に取り扱われているまちである」と思う、どちらかといえばそう思う市民の割合	令和5年度 54.0%	令和6年度 55.0%

(8) 犯罪被害者等への支援 — 地域の人々の理解や協力が得られるまち —

基本指標

項 目	各年度の状況（民間ネット調査）	
「地域の人々の犯罪被害者等への理解*が深まっている」と思う、どちらかといえばそう思う市民の割合 ※犯罪被害者等の置かれている状況や支援の必要性などへの「理解」	令和5年度 47.4%	令和6年度 48.0%

(9) ホームレス — 地域社会の中で再び自立した生活が営めるまち —

基本指標

項 目	各年度の状況（民間ネット調査）	
「大阪市はホームレス状態にある人が自立して再び地域社会の中で生活を営めるまちである」と思う、どちらかといえばそう思う市民の割合	令和5年度 42.8%	令和6年度 33.2%